

6 県立学校及び各市町におけるいじめ防止基本方針の策定状況について

1 経過

いじめ防止基本方針の策定状況については、「国の基本方針」において、「都道府県は、市町村における地域基本方針について、地方公共団体は自ら設置する学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。」となっており、また、「三重県いじめ防止基本方針」では、「三重県は、県立学校及び各市町におけるいじめ防止基本方針の策定について、必要に応じて指導及び支援するとともに、策定状況を確認し、公表する。」となっています。

これまで県教育委員会では、県立学校及び市町教育委員会に対し、法及び国・県の基本方針の周知・説明を行う中で、基本方針の策定について働きかけを行ってまいりました。また、策定の手順や基本方針に盛り込むべき内容等について、県立学校生徒指導主事や市町教育委員会の担当者への指導・助言等を継続して行ってきたところです。

なお、9月末日現在の県立学校及び各市町におけるいじめ防止基本方針の策定状況については、以下のとおりです。

2 県立学校におけるいじめ防止基本方針の策定状況

(単位：校)

区分	策定済	策定に向けて 検討中	計	策定率
高等学校	54	4	58	93.1%
特別支援学校	15	1	16	93.8%
計	69	5	74	93.2%

県立学校におけるいじめ防止基本方針策定率は、93.2%で、内訳として高等学校の策定率が93.1%、特別支援学校の策定率が93.8%となっています。

策定に向けて検討中の県立学校5校については、2校が10月末までに、3校が12月末までに策定予定としており、現在、校内外の意見集約等、策定に向けての作業を丁寧に進めているところです。

3 市町におけるいじめ防止基本方針の策定状況

(単位：市町)

策定済	策定に向けて 検討中	策定するかを 検討中	策定 しない	計	策定率
13	16	0	0	29	44.8%

市町におけるいじめ防止基本方針の策定率は44.8%となっており、策定に向けて検討中の市町については、1市が10月末までに、4市町が12月末までに、10市町が3月末までに、1町が次年度当初に策定予定としています。

市町においては、いじめ防止基本方針の策定について、法による義務づけはないものの、策定に向けて検討中の市町から、策定に関わる課題として、いじめ防止基本方針に記載する、いじめ問題対策連絡協議会・教育委員会の附属機関・地方公共団体の長の附属機関の設置について、条例制定の手続き、専門家の人材確保の困難さや報酬の支払に係る予算確保、他部局との調整等があげられており、このことがいじめ防止基本方針の策定に影響を与えています。

なお、8月末日現在における県内公立小・中学校のいじめ防止基本方針の策定率は小学校が82.8%、中学校が84.9%と報告を受けています。

4 今後の対応

いじめ防止基本方針の策定に至っていない県立学校については、いじめ防止等の対策の充実や、いじめ事案発生の際の迅速な対応を図るため、指導主事等を派遣して早急に策定に至るよう、指導してまいります。

また、策定に向けて検討中の市町については、いじめ防止基本方針に記載する、いじめ問題対策連絡協議会等の組織の設置等について、今後も引き続き必要な助言等を行い、市町におけるいじめ防止基本方針が円滑に策定されるよう支援してまいります。

なお、県立学校及び各市町におけるいじめ防止基本方針の策定状況については、ホームページに掲載し、公表いたします。

7 平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催決定について

1 平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催決定に向けた経緯

平成30年度全国高等学校総合体育大会（以下「H30インターハイ」という。）の開催に向け、平成26年4月21日（月）、東海ブロック内の各県教育委員会及び高等学校体育連盟は、（公財）全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）より「開催依頼書」を受領しました。

これをうけて、平成26年8月28日（木）、H30インターハイの幹事県である本県が、東海4県の「開催承諾書」を取りまとめるうえ全国高体連事務局を訪問し、提出しました。

同日、全国高体連から、H30インターハイの開催に係る決定通知書を受領しました。

これにより、H30インターハイは、本県が幹事県として東海4県（三重、愛知、静岡、岐阜）で開催することが決定しました。

あわせて、同大会の総合開会式が本県で開催されること、及び東海各県の開催種目が、正式に決定しました。

【東海ブロック開催の各県開催種目】

三重県（15種目）	愛知（6種目）	静岡（6種目）	岐阜（5種目）
陸上競技	水泳（競泳・飛込）	体操・新体操	ホッケー
水泳（水球）	卓球	サッカー（女）	カヌー
バレーボール（男）	ボート	バドミントン	ボクシング
バレーボール（女）	バスケットボール	自転車	空手道
サッカー（男）	フェンシング	弓道	アーチェリー
ソフトボール	少林寺拳法	相撲	
ハンドボール			
ソフトテニス			
テニス			
登山			
柔道			
ウェイトリフティング			
なぎなた			
レスリング			
剣道			

2 これまでの取組

H30インターハイ開催に向け、機運を醸成するため、大会開催が決定したことを記したスイングバナーを作成し、中学校体育連盟・高等学校体育連盟が主催する大会等や市町の役所等に設置して、全県的な広報活動を行っています。

3 今後の対応

県教育委員会としましては、年内の本県開催種目の開催市町内定を目指して、国体準備課及び三重県高等学校体育連盟と連携を図り、市町や競技団体の意向を確認しながら調整を進めてまいります。

また、平成30年度全国高等学校総合体育大会基本方針の策定に向けて、愛知、静岡、岐阜の各県と協議するとともに、平成27年度当初の三重県準備委員会設立に向けた準備を進めてまいります。

同大会の開催が県全体のスポーツ推進及び本県の魅力発信につながるよう、関係部局等との連携を図ってまいります。

8 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

I 三重県立鈴鹿青少年センター

＜県の評価等(平成25年度分)＞

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立鈴鹿青少年センター(鈴鹿市住吉町南谷口)
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県体育協会 会長 岩名 秀樹(鈴鹿市御園町1669番地)
指定の期間	平成25年4月1日から平成30年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①センター条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ②センター施設等の利用の許可等に関する業務 ③センター利用料金の收受等に関する業務 ④センターの管理施設維持管理及び修繕に関する業務 ⑤センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H24	H25	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	B			多様な創作体験活動メニューを利用者に提供するとともに、幅広い年齢層が利用できる主催事業(22事業)を実施しており、協定に定める20事業以上を実施している。 また、施設の維持管理では、優先順位を定めた計画的かつ効率的な修繕により経費削減に取り組むなどしており、協定で取り交わした業務計画を順調に実施できたと評価する。
2 施設の利用状況	B	B	-		施設利用時間の延長を行うとともに繁忙期の開所日拡大に取り組むなど利用サービスの向上に努めている。 また、利用者アンケートの指摘や提案等についても可能なものは直ちに対応するよう努めており、施設の利便性向上に積極的に取り組んでいる点も評価するが、成果目標の定員稼働率は、目標数値を達成できなかった。
3 成果目標及びその実績	B	C			施設延利用者数は、成果目標を達成出来たが、定員稼働率については、成果目標26.50%に対して25.14%と未達成であった。

※「評価の項目」の県の評価 :

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<p>●伝統工芸品の創作体験プログラム、各種キャンプ及び自然科学教室など幼児から一般まで幅広い層が参加可能な主催事業の実施や、センターの魅力伝えるセンターフェスタを地域の各種団体等と共催して実施するなど、利用者サービスの向上と施設の周知拡大に努めている。</p> <p>●施設設備の経年劣化に伴う修繕を計画的に実施し、専門性を有する維持管理業務は外部委託とするなど施設設備の安全管理に努めるとともに、職員で対応可能なものは独自で修理するなど経費節減にも努めている。</p> <p>●利用許可や料金收受に関する業務を適切に実施し、公正及び公平性の確保に努めている。また、利用時間の延長と繁忙期の開所日拡大により利用者の受け入れにあたるなど利用サービスの向上に努めている。</p> <p>●成果目標については、施設延利用者数は達成できたものの、定員稼働率については、目標数値を下回ることであった。</p> <p>このように、主催事業の実施、施設設備の維持管理、利用料金收受及び利用者への対応等、いずれも協定に定める事業計画書に沿った適切な管理運営が行われたと評価できる。なお、指定管理者の業務として、効率的な運営と経費縮減が重要であり、施設設備の修繕については、経年劣化を適切に把握し、緊急度に応じて対応可能なものは計画的に実施していただきたい。 また、課題である閑散期対策として、複数の県立施設の指定管理者として長年培ってきた当該法人のノウハウや情報を活かし、スポーツ合宿をはじめ集団宿泊研修の更なる誘致を期待したい。</p>
--------	--

＜指定管理者の評価・報告書(平成25年度分)＞

指定管理者の名称:公益財団法人三重県体育協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①鈴鹿青少年センター条例第2条に基づく事業の実施に関する業務

- ・ 管理施設の利用及び指導業務、青少年又は青少年育成関係者への研修業務、利用許可等に関する業務、利用料金の收受等に関する業務、管理施設の維持管理及び修繕に関する業務を実施した。
- ・ 利用及び指導業務では、宿泊する全ての団体に対してオリエンテーションを実施し、利用方法の説明を行った。指導面では利用団体の生活面だけでなく、センター職員が創作活動の講師等も行い研修活動を支援した。
- ・ 青少年又は青少年育成関係者への研修業務では、22の主催事業を開催した。小学校低学年から一般まで幅広い層にわたって、青少年の健全育成及び生涯学習の場の提供としての成果を収めた。
- ・ 利用許可及び利用料金の收受等に関する業務では、利用許可の取扱基準・利用料金の納入方法を定め、あらかじめ基準を利用者に明示し、適正に運用した。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・ 平成25年度は総額6,550,492円の修繕を実施した。平成24年度と比較すると約644万円減額となった。減少の要因としては、維持管理レベルを維持した状態を保つために修繕箇所に優先順位をつけて実施したこと、職員で修理可能な箇所は資材を独自で購入し職員が修理したことで修繕費を抑制させた。また、修繕費を抑制したことで、所管課が発注した工事の設計及び工事監理業務を指定管理者の財源で行った。
- ・ 良好な施設の提供やサービス向上のため、修繕または改修計画について三重県教育委員会と協議を行った。
- ・ 中長期的な修繕計画を作成し、三重県教育委員会へ報告した。
- ・ 利用者アンケートから指摘されたことや職員からの提案等対応可能な箇所から施設の利便性向上を図った。

③県施策への配慮に関する業務

- ・ 人権尊重社会を目指し、職員の意識向上を図るため研修会を実施した。多くの人が平等に利用できるようユニバーサルデザインに努めた。
- ・ 次世代育成支援の一環として、文化室について利用者の希望に応じて託児室としての利用を可能とした。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・ 情報公開については、平成12年度に「公益財団法人三重県体育協会情報公開実施要領」を策定しており、これに基づき対応を行っている。
- ・ 個人情報については、平成17年度に「公益財団法人三重県体育協会個人情報保護実施要領」を策定しており、これに基づき個人情報の取扱いを行っている。また、個人情報保護方針のホームページ掲載や館内掲示、申込書等には、個人情報の取扱いを明示している。施設内での個人情報が掲載された申請書等は、外部へ漏洩しないように保管ロッカーを施錠し、職員一同で厳重に注意して、保管・管理を行っている。
- ・ 平成25年度における情報開示請求はなく、個人情報の漏洩もなかった。

⑤その他の業務

特になし

(2)施設の利用状況

＜目標＞	＜実績＞
施設延利用者数 73,300名	施設延利用者数 74,751名 (1,451人増)
定員稼働率 26.50%	定員稼働率 25.14% (1.36ポイント減)

施設利用許可は、基本協定書第9条に基づき定めた利用許可基準を設けて許可判断を行い、平成25年度は不許可となる事例はなかった。

2 利用料金の収入の実績

- ・ 平成25年度の目標施設利用料38,812千円に対して、平成25年度実績は41,976千円となり、3,164千円増となった。
- ・ 利用料金の免除
 県内の保育園(所)・幼稚園・小学校・中学校・高等学校が学校行事として利用する場合は、引率指導者を被引率料金とした。また、学校行事の場合を除き、3歳以下の乳幼児利用は免除とし、平成25年度の利用料金免除額は1,048,200円となった。なお、東日本大震災被災者免除対象者の利用はなかった。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	H24	H25		H24	H25
指定管理料	66,725,000	65,537,000	事業費	4,663,805	5,744,646
利用料金収入	43,728,630	41,976,020	管理費	111,791,829	100,198,036
その他の収入	5,391,962	4,217,375	その他の支出	1,442,597	5,031,512
合計 (a)	115,845,592	111,730,395	合計 (b)	117,898,231	110,974,194
収支差額 (a)-(b)	△ 2,052,639	756,201	/		

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	1,048,200
---------	-----------

4 成果目標とその実績

成果目標	施設延利用者数	73,300人
	定員稼働率	26.50%
成果目標に対する実績	施設延利用者数	74,751人
	定員稼働率	25.14%
今後の取組方針	定められた目標のうち、施設延利用者数は達成できたが、定員稼働率は平成24年度を上回ったものの目標を達成することができなかった。繁忙期の効率的な受け入れと閑散期の利用拡大を行うことで指定期間内の目標達成に取り組む。	

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ▶第2期指定管理者から継続している2交代制勤務を継続して行い、利用者の対応可能時間を延長することで利用者サービスの向上に努めた。 ▶施設維持管理では、省エネ化を図るようLED電球の導入やサービスを低下させない範囲で利用団体に対して省エネの呼びかけを行った。 ▶県内社会教育施設の情報共有を図る組織として三重県青少年施設協議会を発足させた。 ▶教育委員会との協議となる250万円以上の修繕はなかったが、所管課が実施する工事の設計及び工事監理業務を指定管理者が負担した。 ▶閑散期の利用者獲得に向けて現在利用のない伊賀市内の小中学校を訪問し施設PRを行った。
2 施設の利用状況	B	B	第3期指定管理期間の初年度をむかえ、利用者の意見を聞きながら対応可能な箇所から随時対応していくことで利用者満足度を向上させ、リピート率の向上を図ることで定員稼働率の向上を図っていく。特に閑散期にはスポーツ合宿の受け入れを行うことができるよう本協会指定管理施設間での情報共有を図る。
3 成果目標及びその実績	B	C	施設延利用者数は、日帰り型の主催事業を増加させることで目標が達成できたが、定員稼働率は昨年度を上回ったものの目標達成には至らなかった。定員稼働率達成には1,500名程度宿泊者を増加させる必要があり、比較的受け入れに余裕のある4月上旬を利用した企業研修の誘致や11月以降の閑散期間の合宿誘致などを行い定員稼働率の向上を図っていく。

※評価の項目「1」の評価 : 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 業務計画を順調に実施している。
「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 : 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 当初の目標を達成している。
「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

<p>総括的な評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者から寄せられた意見などから対応可能な箇所は随時対応を行っていくことで、利用者満足度の維持・向上に努める。 ・利用促進活動として、伊賀市にある大阪市立の青少年施設が閉鎖する情報があったため、伊賀市内の小中学校へ訪問し利用案内を行った。 ・青少年の健全育成の場はもとより、生涯学習の場として、学校関係団体だけでなく、県内外を問わずクラブ・企業・家族等を積極的に受け入れた。 ・維持管理を行う中で、サービスを低下させない範囲で経費を抑制し、緊急時の修理に指定管理者独自で対応できるよう財源の確保を行うことで突発的な修繕に対応できる体制で運営を行った。また、必要に応じて所管課と費用按分を行い修繕等の対応を行った。 ・昨年度は収支差額がマイナスとなったが、今年度の施設使用料収入は昨年度比べ減少したものの経費抑制を行い大幅な収支改善を行うことができた。 ・青少年センター職員だけではなく、委託事業所及び青少年の森公園とも連携した緊急連絡体制を確保し、危機管理体制の強化を図った。
---------------	--

II 三重県立熊野少年自然の家

＜県の評価等(平成25年度分)＞

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県立熊野少年自然の家（熊野市金山町1577番地）
指定管理者の名称等	有限会社 熊野市観光公社 代表取締役 奥田博典（熊野市井戸町653-12）
指定の期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	①少年自然の家条例第2条に規定する事業(少年の野外活動及び宿泊研修等)の実施に関する業務 ②少年自然の家の施設等の利用の許可等に関する業務 ③少年自然の家の利用料金の收受に関する業務 ④少年自然の家の施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ⑤少年自然の家の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H24	H25	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	B			地域の豊かな自然等を活かした様々な主催事業(28事業)を実施しており、協定に定める20事業以上を実施するとともに、別途、関係団体との共催事業を14事業実施するなど施設周知と利用拡大に努めている。また、施設の維持管理については、優先度を定めた計画的かつ効率的な修繕により経費削減に取り組むなどしており、協定で取り交わした業務計画を順調に実施出来たと評価する。
2 施設の利用状況	B	B			利用許可や料金收受に関する業務を適切に実施し、公正及び公平性の確保に努めている。また、延宿泊者数や利用者満足度など独自の成果目標を設定し、達成に向けて努力している点や、開所日の拡大に取り組むなど、利用者サービスの向上に取り組んでいる点を評価する。
3 成果目標及びその実績	B	C		+	施設延利用者数については、成果目標27,500人に対し27,441人と若干下回ったもののほぼ達成しており、定員稼働率も目標を達成しているので、指定管理者の評価に比べて高く評価する。

※「評価の項目」の県の評価：

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<p>●野外活動等の体験プログラムやアウトドア親子料理教室及び自然観察会など幼児から一般まで幅広い層が参加可能な主催事業や、グランドゴルフ大会及びスポーツ冠大会等地域の各種団体と連携した共催事業を随時実施し、施設周知と利用者拡大に努めている。</p> <p>●施設設備の老朽化に伴う修繕を計画的に実施し、専門性を有する維持管理業務は外部委託とするなど施設設備の安全管理に努めている。特に野外遊具など利用頻度の高い設備は、職員による日常点検を徹底し、緊急度の高いものは最優先で修繕を行うなど安心して利用できる環境整備を行っている。また、利用者アンケートに寄せられた課題に対して速やかに対応策を講じ改善に取り組んでいる。</p> <p>●利用者への対応は、利用許可や料金收受に関する業務を適切に実施し、公正及び公平性の確保に努めるとともに、独自の成果目標(延宿泊者数及び利用者満足度)を課し達成に向けて努力している。</p> <p>●成果目標については、施設延利用者数が僅かに下回ったものの、定員稼働率については、1.34ポイント増となるなど、総合的には当初の目標を達成できたと評価できる。</p> <p>このように、主催事業の実施、施設設備の維持管理、利用料金收受及び利用者への対応等、いずれも協定に定める事業計画書に沿った適切な管理運営が行われたと評価できる。今後も、学校教育やその他の関係機関と連携した自然体験活動の充実に取り組みながら、利用者サービスの向上と利用者拡大に引き続き取り組んでいただきたい。また、閑散期対策として、スポーツ合宿をはじめ集団宿泊研修の更なる誘致を期待したい。</p>
--------	--

＜指定管理者の評価・報告書(平成25年度分)＞

指定管理者の名称: 有限会社熊野市観光公社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

①熊野少年自然の家条例第二条に基づく事業の実施に関する業務

- ・青少年及び社会教育関係団体の施設の利用、指導業務、利用許可、料金収受及び関係者への研修業務等に関する業務を実施した。
- ・利用申請、利用許可及び利用料金収受等に関する業務については、取扱い基準、利用料金の納入方法を定め適正に運用した。
- ・利用団体にはオリエンテーションを行い、生活面の助言、創作活動及び野外活動等での講習を行い研修活動を支援した。
- ・実施事業では、ロングキャンプ、親子クッキング、ニュースポーツ及びスポーツ冠大会など協定書に取り決めた20事業以上の28の主催事業と14の共催事業を実施し、幼児から一般まで幅広い年代を対象に、青少年の健全育成と生涯学習の振興に寄与した。
- ・「イベントのご案内」を作成し、東紀州地域を中心に小中学校67校へ配布し施設PRに努めるとともに、ホームページを通じた情報発信とメールマガジンの配信を行った。また、地元ケーブルテレビ等を活用して主催事業のPRを積極的に行ったり、スタッフブログにより、テレビや新聞では伝わらない”熊野少年自然の家の今”を伝えるなど情報発信の充実に努めた。
- ・鈴鹿青少年センター、四日市少年自然の家とともに3団体で連絡協議会を設立し、主催事業の中で職員間の交流を行うとともに、運営方法について情報交換と協議を行い、今後の取組の参考とすることができた。また、職員の自己啓発にもつながった。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・利用者アンケートに寄せられた意見や職員の提案等により施設改善を実施した。
- ・平成25年度の修繕費の支出額は5,089,075円を要したが、老朽化に伴う施設設備の整備を積極的に実施した。特に緊急性を要するアスレチック等の物件については速やかに修繕を実施した。
- ・短期(1年)及び中長期(3年以上)等の修繕計画を立て、大規模修繕については、県に協議報告するとともに、小破修繕については、指定管理者において計画的に修繕を実施した。
- ・なお、平成26年度についてもアスレチック、地下貯蔵タンク、雨漏り等の修繕を計画しているところである。

③県施策への配慮に関する業務

- ・県民の日に、地元団体及び鈴鹿高専等と連携し、ものづくり体験を中心とした「県民の日オープンデー」を開催し、家族連れや学童保育団体など県内外からの参加を得た。
- ・伊勢サンアリーナで開催された「第55回全国社会教育大会」にブースを出展し、青少年教育施設の活動PRに努めた。また、要望のあった小学校に出前講座として出向き「那智黒石」の箸置きづくりを体験させ、郷土教育の推進に寄与した。
- ・地元中学校の「職場体験活動」への協力依頼を受け、生徒1名を施設に受け入れ自然の家の日常的な仕事を体験させた。
- ・鈴鹿青少年センターへの協力事業として、「第2回センターフェスタ」に参加し創作体験活動(バルーンアート、竹とんぼづくり、ウッドクラフト)を行った。
- ・東日本大震災被災者への支援の一環として、利用料金の減免措置制度に対応した。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・平成22年4月1日から施行している「三重県立熊野少年自然の家の管理に関する情報公開実施要領」に基づき実施している。なお、平成25年度においては、開示請求はなかった。
- ・三重県が開催する情報公開・個人情報保護制度初任者研修会に職員を派遣し、制度の正しい理解と運用に努めた。

⑤その他の業務

特になし

(2) 施設の利用状況

設定目標 施設延利用者数 27,500人 定員稼働率 17.00%	実績 施設延利用者数 27,441人 (59人減) 定員稼働率 18.34% (1.34ポイント増)
--------------------------------------	---

- ・施設利用許可は、基本協定書第9条に基づき利用許可基準を定め、三重県行政手続条例及び三重県立熊野少年自然の家条例に則り適正に処理した。

2 利用料金の収入の実績

- ・利用料金収入目標額6,077千円に対し、平成25年度実績5,878千円であった。
- ・学校クラブ、学校研修等で利用する場合、引率者等に対し利用料金の減額を適用した。(利用料金の減額額293,280円) なお、東日本大震災被災者免除対象者の利用はなかった。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部		支出の部		
	H24	H25		H24	H25
指定管理料	43,036,000	41,210,000	事業費	2,612,208	2,350,388
利用料金収入	5,362,414	5,878,139	管理費	45,116,691	43,994,340
その他の収入	736,954	544,337	その他の支出	1,377,036	1,274,897
合計 (a)	49,135,368	47,632,476	合計 (b)	49,105,935	47,619,625
収支差額 (a)-(b)	29,433	12,851			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	293,280
---------	---------

4 成果目標とその実績

成果目標	施設延利用者数 27,500人 定員稼働率 17.00%
成果目標に対する実績	施設延利用者数 27,441人 定員稼働率 18.34%
今後の取組方針	高速道路(紀勢道)の全面開通もあり、中勢、北勢地区からの所要時間が短縮されたので、当該地域の小中学校等に対し当施設の魅力をPRするなど積極的な営業活動を展開するとともに、「熊野古道」世界遺産登録10周年を記念した健康ウォークを開催するなど新規事業に取り組む。また、閑散期対策として、スポーツ合宿などの誘致活動や豊かな自然を活かした親子Deキャンプの実施などに引き続き取り組む。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	B	「利用者アンケート」で指摘された意見等があれば、事業実施に関するものは、技術系職員を中心に内部で検討し、改善できるものは直ちに着手するとともに、施設設備の維持管理については、職員で対応できる修繕等については、なるべく外注せずに自分達で行うなどコスト削減に努めた。ただし、昨年度同様、専門性を要する事業については、外部委託とした。また、本年度から利用の多い「野外炊事場」利用者に対して、小学生以上3時間以内150円を基本とした料金設定を行い収入の確保を図った。また、施設の情報発信として、自然の家会員登録者を創設し、当該会員向けにメールマガジンを発行するなどリピーターの確保に努めた。
2 施設の利用状況	B	B	県内外の小中学校等による集団宿泊体験研修をはじめ、スポーツ・文化クラブや青少年団体の合宿の拠点として、特にスポーツ合宿を中心に活用された。ネイチャーウォッチングなど6つのテーマで企画した主催事業においては、幼児から一般まで幅広い層が参加可能な事業を行うとともに、紀南レクリエーション協会などの地域団体等と連携して共催事業を行うなど、利用者の拡大を図った。この中で、新規事業として、防災対策講座と健康ウォークに取り組んだ。
3 成果目標及びその実績	B	C	施設延利用者数は、27,500人に対し27,441人とわずかに下回った(達成率99.8%)が、定員稼働率は、17.00%に対して18.34%と達成できた。施設延利用者数が成果目標を下回った理由は、年度末に直前の宿泊キャンセルが数多く発生し、その補填が出来なかったことや主催事業が悪天候で7回中止となったりしたこと等が影響している。次年度は、スポーツ合宿の誘致や各種文化・生活イベントの宿泊地としてPRIに努めるとともに、閑散期対策として、親子Deキャンプを引き続き実施するとともに、世界遺産関係事業を新規事業として実施することにより、成果目標の達成に努める。

※評価の項目「1」の評価
 : 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評
 価 : 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
 「B」 → 当初の目標を達成している。
 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

<p>総括的な評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成果目標で定めた延利用者数には59名不足した。原因は、年度末に約700人のキャンセルがあったため、この補填が出来なかったことによる。しかし、定員稼働率は18.34%で目標を達成することが出来た。 ※成果目標 施設延利用者数27,500人 定員稼働率17.00% ・主催事業の開催にあたっては、東紀州エリア、和歌山、奈良両県の一部地域の小学校へのチラシ配布を実施するとともに、地元ケーブルテレビ等のメディアを通して募集活動を行った。また、募集定員を超えた場合も可能な限りの参加を認めた。 ・事業の実施にあたっては、地元市、県及び地域の連携団体と協力して事業を展開した。開催事業を地方紙に掲載することで、地域での認知度アップに努めた。また、ふるさと三重体験教室として地元の特産品「那智黒石」を使った出前講座を行い、小学校の郷土教育の推進に寄与した。 ・管理運営業務の執行は、事業計画書に示した内容に基づいて取り組むとともに、職員一人一人が複数の業務を執行できるように体制づくりを行った。 ・施設の維持管理については、修繕計画を立て優先順位をつけて修繕を実施したが、築40年近い建物であることから一層の安全管理と計画的な改修が求められる。 ・「利用者アンケート」を入所の全団体を対象に行い、要望を把握し、直ちに改善できる事については対応し、サービスの向上に努めた。また、コピー用紙の両面印刷や昼休みや未利用時の消灯、LED電球への移行等徹底したコストの削減を行った。 ・利用者の安全確認のため、「危機管理マニュアル」及び「災害対策応急マニュアル」を作成し、職員全員がこれを携帯し、有事に迅速かつ的確な対応が出来るよう心掛けた。また、年2回の防災研修(AED取扱含)を地元消防署の指導のもと全員参加で実施した。 ・平成25年度内に全面開通された高速道路により、東紀州を訪れる人も増加されることが予想されるので、今後は、施設設置目的である小中学校の宿泊研修の場として、遠隔地からも利用していただけるよう営業活動に一層力を入れて取り組んでいきたい。また、スポーツ、文化クラブの合宿基地としての役目も担っていきたい。
---------------	--

9 審議会等の審議状況（平成26年6月3日～平成26年9月15日）

1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議第1回第2部会
2 開催年月日	平成26年6月26日
3 委員	部会長 栗原 輝雄 委員 泉 みつ子 他7名（出席者計6名）
4 諮問事項	三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）の策定について
5 調査審議結果	<p>「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」の中間案について、「インクルーシブ教育システムの推進」や「小中学校における特別支援教育の推進」を中心に、項目別に審議を行いました。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育を進めるにあたっては、教員の理解に加えて、まわりの子どもたちや保護者の理解が重要である。 ・小中学校等における特別支援教育の取組が進むよう、県教育委員会から市町教育委員会や関係機関へしっかり働きかけていくことが重要である。 ・特別支援学級には、障がいの程度が重度から軽度までの子どもたちがおり、教員の負担が重い現状であることから、通級指導教室の充実に取り組むことが重要である。 ・特別支援教育の推進にあたっては、子どもたちのニーズや可能性を引き出す教育に取り組んでいただきたい。
6 備考	次回開催予定 第2回第2部会 平成26年7月25日

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議第2回第2部会
2 開催年月日	平成26年7月25日
3 委員	部会長 栗原 輝雄 委員 泉 みつ子 他7名 (出席者計7名)
4 諮問事項	三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)の策定について
5 調査審議結果	<p>「三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)」の中間案について、審議しました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職の段階になってから問題が生じないように、早い段階から子どもに自身の特性を伝えるとともに、自分らしい生き方ができるように学校教育の中で寄り添うことが大切である。 ・発達障がいのある子どもに対しては、不得意分野を改善するよりも得意分野を伸ばす視点をもって指導するとともに、その評価の具体的な仕組みについて、全国の事例も踏まえ、検討していただきたい。 ・「三重県こども心身発達医療センター(仮称)」が設立されることから、これまで以上に市町と県の連携をお願いしたい。
6 備考	次回開催予定 第2回全体会 平成26年8月5日

1 審議会等の名称	第2回三重県教育改革推進会議（全体会）
2 開催年月日	平成26年8月5日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 向井 弘光 委員 梅村 光久 他17名（出席者計15名）
4 諮問事項	・次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定について ・三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）の策定について
5 調査審議結果	<p>（1）次期三重県教育ビジョン（仮称）の現状認識や基本理念等について、審議しました。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念は、堅い表現ではなく、県民の心に届くような表現としてほしい。 ・基本理念には、「安全安心の教育を進める」といった視点を入れるべきではないか。 ・少子化対策の観点からも、親になるための教育に取り組むべきではないか。 ・公教育においては世帯収入に関わらず、全ての子どもが等しく学力を身につけられるようにするべきである。 ・ビジョンとしての明確な目標を定めるべきである。 <p>（2）三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）の中間案について、部会での審議を踏まえて、審議しました。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが障がいのある子どもと接することは、自分の生きる力を育むことにつながっている。 ・教職員の専門性の向上という観点からは、福祉分野や他機関との連携が大切である。 ・パーソナルカルテの引き継ぎがうまくいっている事例もあれば、うまく引き継がれていない事例もある。確実に引き継げるような仕組みが必要であり、引き継ぐためにはコーディネーターの役割が重要である。
6 備考	次回開催予定 第3回全体会 平成26年10月2日

2 三重県地方産業教育審議会

1 審議会等の名称	三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	平成26年9月1日
3 委員	会長 村木 敏雄 副会長 村田 典子 委員 池村 均 他7名 (出席者計10名)
4 諮問事項	第25回全国産業教育フェア三重大会における産業界との連携、及び三重県地方産業教育審議会の次期「審議のまとめ」の策定について
5 調査審議結果	<p>(1) 第25回全国産業教育フェア三重大会における産業界との連携について、協議しました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種コンテストに必要な材料の提供や審査委員の依頼等、企業が協力できることがあるのではないかと。 ・商工会議所や産業支援センターと連携するとよい。 ・ポスター、ホームページ等を活用し、できるだけアピールしてほしい。中学校の教員にも多く見に来てもらいたい。 <p>(2) 三重県地方産業教育審議会の次期「本県職業教育の改善・充実について（審議のまとめ）」の策定について、協議しました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間性豊かな職業人を育成することが重要である。 ・職業観・勤労観の育成が大切である。インターンシップにおいては社会で様々な職業がどのように役立っているか等を学ぶことが大切である。 ・特色ある職業教育を推進するためには、指導者の育成が必要である。 ・インターンシップが進まない原因を分析していく必要がある。
6 備考	次回開催予定 平成27年2月上旬

3 三重県教科用図書選定審議会

1 審議会等の名称	平成26年度第2回三重県教科用図書選定審議会
2 開催年月日	平成26年6月16日
3 委員	会 長 藤田 達生 副会長 古金谷 初美 委 員 井土 和久 他17名（出席者計17名）
4 諮問事項	平成27年度使用小学校用教科書の採択について
5 調査審議結果	<p>平成27年度に小学校で使用する教科用図書の採択について、市町教育委員会及び採択地区協議会に対して指導、助言又は援助するための資料となる「平成27年度使用小学校用教科書選定に関する参考資料」（案）について、審議を行いました。</p> <p>審議会では、最初に事務局から平成27年度使用小学校用教科書について、全体的な特徴を説明した後、各委員に新しい教科書を閲覧いただきました。その後、事務局から、種目ごとに、実物投影機を使って新しい教科書の内容を提示しながら、各発行者の教科書の調査・研究結果について、具体的に説明しました。</p> <p>説明後、新しい教科書で工夫されているところや内容の取り扱い等について審議が行われ、「平成27年度使用小学校用教科書選定に関する参考資料」（案）は、承認されました。</p> <p>また、各採択地区において採択事務を進めていく上での諸課題、今後の採択へ向けての要望等について情報交換を行いました。</p>
6 備考	

4 三重県いじめ対策審議会

1 審議会等の名称	三重県いじめ対策審議会
2 開催年月日	平成26年7月31日
3 委員	会長 齋藤 洋一 副会長 尾高 健太郎 委員 中川 祥子 他2名 (出席者計3名)
4 諮問事項	いじめ防止の取組について
5 調査審議結果	<p>平成25年度に、県内で起きたいじめ事案について検証を行うとともに、三重県いじめ防止基本方針に基づいた、いじめ防止等の取組について、各委員の専門的な見地から意見をいただきました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任だけで抱え込むのではなく、学校体制で対応していくことや、事案によっては、専門的な関係機関との連携を図ることにより、いじめ事案の長期化、重大化を防ぐことにつながるのではないか。 ・学校とスクールカウンセラー等の専門家が連携を図るとともに、学校と各専門機関との連携を図るシステムを構築することが、より効果的な支援につながるのではないか。
6 備考	<p>次回開催予定 平成27年2月</p> <p>今後の予定：県立学校におけるいじめの重大事態発生時等において教育委員会が主体となった調査が行われる場合には、臨時に会議を開催します。</p>

5 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	平成26年7月15日
3 委員	座長 東福寺 一郎 委員 長 島 洋 他5名（出席者計7名）
4 諮問事項	「高等教育機関における学びを地域で活かす仕組みづくりと社会教育の推進」について
5 調査審議結果	<p>「高等教育機関における学びを地域で活かす仕組みづくり」について審議しました。</p> <p>(1) 「高等教育機関」の活かし方について (主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学は、地域とのつながりを重視している。教職志望の学生にはボランティア活動は有効である。学びを膨らませることができるし、体験によって学生自身の幅が広がる。 ・ 学生の学びと実践をうまくセッティングできるとよい。経験を積むと自分たちで出前授業ができる。障がい児へのボランティアを行っている学生は、障がい児の保護者についての研究を行うことができた。これは、長くボランティアで携わっていたから可能となった。学びとボランティアがつながるような関わりが大切である。 ・ 土曜日授業で活用すると、学力向上の県施策と合致し、社会教育と学校教育の融合も可能となる。 ・ 活かし方の切り口として、公民館や体験教室等とのコラボから入っていくのもよい。 <p>(2) 仕組みづくりについて (主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的、定期的あるいは強化週間等で支援が受けられるような小中学校と学生ボランティアをつなぐ仕組みがほしい。
6 備考	次回開催日 平成26年10月6日